

観光振興事業費補助金交付要領（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・インバウンド受入環境整備高度化事業・歴史的観光資源高質化支援事業・観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・宿泊施設インバウンド対応支援事業）

平成30年3月28日	国総支第62号
	国鉄総第325号
	国自旅第294号
	国海内第187号
	国港総第597号
	国空事第1072号
	国空業第165号
	観参第294号
	国総事第97号
	国総支第54号
平成31年4月2日	国都街第122号
	国都景歴第117号
	国道総第530号
	国道企第94号
	国住市第130号
	国鉄総第427号
	国鉄都第200号
	国鉄事第392号
	国鉄施第315号
	国自旅第315号
令和2年3月31日	国海内第250号
	国海外第414号
	国港総第699号
	国空事第1745号
	国官参空第83号
	観参第818号
	国官総第386号
	国総地第68号
	国総モ第27号
	国総物第691号
令和2年11月5日	国総事第78号
	国都街第107号
	国都景歴第100号
	国道総第470号
	国道企第109号
	国住市第105号
	国鉄総第468号
	国鉄都第236号
	国鉄事第442号
	国鉄施第336号
	国自旅第302号
	国海内第120号
	国海外第278号
	国港総第682号
	国官参空第100号
	観参第1229号
	国官総第252号
	国総地第76号
	国総モ第75号
	国総物第126号
	国総事第32号
	国都街第76号
	国都景歴第63号
	国道総第231号
	国道企第66号
	国住市第79号
	国鉄総第270号
	国鉄都第119号
	国鉄事第311号
	国鉄施第206号

	国自旅第260号
	国海内第172号
	国海外第173号
	国港総第401号
	国空総第662号
	観参第779号
令和3年3月24日	国官総第122号
	国総地第109号
	国総毛第99号
	国総物第160号
	国総事第68号
	国都街第124号
	国都景歴第104号
	国道総第506号
	国道企第114号
	国住市第136号
	国鉄総第442号
	国鉄都第222号
	国鉄事第733号
	国鉄施第439号
	国自旅第464号
	国海内第220号
	国海外第308号
	国港総第710号
	国空総第1123号
	観参第1149号
令和4年3月22日	国官総第205号
	国総地第78号
	国総毛第97号
	国総物第90号
	国総事第78号
	国都景歴第81号
	国道総第513号
	国道企第111号
	国住市第74号
	国鉄総第430号
	国鉄都第197号
	国鉄事第691号
	国鉄施第340号
	国自旅第527号
	国海内第300号
	国海外第415号
	国港総第676号
	国空総第1188—2号
	観参第730号
令和5年3月31日	国官総第159号
	国総地第117号
	国総毛第119号
	国総物第103号
	国総事第118号
	国都景歴第190号
	国道総第618号
	国道企第127号
	国鉄総第513号
	国鉄都第245号
	国鉄事第878号
	国鉄施第359号
	国自旅第554号
	国海内第257号
	国海外第458号
	国港総第752号
	国空総第1328号

令和6年6月21日

観参第789号
国官総第235号
国総地第87号
国総モ第29号
国総公第33号
国都公景第53号
国道総第106号
国道企第49号
国鉄総第104号
国鉄都第87号
国鉄事第190号
国鉄施第51号
国自物第80号
国自旅第107号
国海内第53号
国海外第140号
国港総第199号
国空総第244号
観参第169号
国官総第36号

この交付要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（令和6年6月21日国総地第86号、国総モ第28号、国総公第32号、国都公景第52号、国道総第105号、国道企第48号、国鉄総第101号、国鉄都第86号、国鉄事第189号、国鉄施第50号、国自物第79号、国自旅第106号、国海内第52号、国海外第139号、国港総第198号、国空総第243号、観参第168号、国官総第35号。以下「交付要綱」という。）のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

I. 共通事項

1. 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに交付要綱の定めるところによる。

2. 定義

交付要綱第2条第2号に定める「訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村」は、次の①から③までに該当するものとして、別表で定める市区町村又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村とする

- ① 訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村
- ② 世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく重要伝統的建造物群保存地区（以下「重要伝統的建造物群保存地区」という。）等が所在する市区町村
- ③ 国際的なイベント等の開催を予定している市区町村

3. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第9条第1項第1号ただし書、第38条第1項第1号ただし書及び第59条第1項第1号ただし書に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・ 様式第1関係別紙1に記載の「申請する事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

II. FAST TRAVEL 推進支援事業

1. 共通事項

① 事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、FAST TRAVEL 推進支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方航空局は、交付要綱第4条の規定に基づき、地方運輸局若しくは神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方航空局を通じて補助金額等が内示される。
補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方航空局に提出する。

2. 搭乗関連手続きの円滑化事業

①基本的な考え方

1) 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、顔認証技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続を一元化して円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する顔認証対応機器・システムの導入を対象とする。

2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、先端技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続の円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する先端機器・システムの導入を対象とする。

3) 手荷物輸送等の円滑化

航空旅客取扱施設から航空機までの間の旅客輸送又は手荷物輸送の円滑化を目的とした先進機能の整備に要する経費の一部を補助するものとする。

②機能面の要件

1) 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについて、顔認証機能を有し、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについては、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

スマートレーンについては、自動で手荷物の仕分け、輸送が可能なレーンであること。

スマートレーンに付随する X 線検査機器については、先進技術を活用した機器であること。

3) 手荷物輸送等の円滑化

手荷物搭降載補助機材については、バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み下ろしに用いる補助機材であること。ただし、労働負荷を軽減することを目的とした身体に装着する機材は補助の対象としない。

自動走行トローイングトラクターについては、手荷物を搭載するコンテナをけん引することを目的としたトラクターであり、運転自動化レベル 3（※）以上の機能を有する機材であること。

ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）については、地上取扱業務において、スタッフが作業時にリアルタイムで情報共有を行うことを目的としたインターネット接続端末及びアプリケーションソフトウェアであること。

自動走行バスについては、旅客の輸送を目的としたバスであり、運転自動化レベル 3（※）以上の機能を有する機材であること。

（※）「運転自動化レベル」とは、官民 ITS 構想・ロードマップ 2021（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議：令和 3 年 6 月）で定義する「レベル」をいう。

自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋については、装着作業の高度化・効率化を目的としたものであり、自動化や遠隔操作化等の機能を有するものであること。

③実施要件

航空旅客取扱施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定するものであること。

手荷物輸送等の円滑化については、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、福岡空港又は那覇空港に整備するものに対して優先的に補助を行うものとする。

④補助対象経費

1) 顔認証による搭乗手続きの円滑化

航空旅客取扱施設における搭乗関連手続に係る顔認証対応機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による顔認証対応機器の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ア) 顔認証対応機器の整備・改良に要する経費

- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートの機器購入費
- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・顔認証による各機器の一元化システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

イ) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

2) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

航空旅客取扱施設における搭乗関連手続に係る先進機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ア) 先進機器の整備・改良に要する経費

- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートの機器購入費
- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン）設備の購入費
- ・スマートレーンを構成するためのネットワーク機器及びソフトウェア購入費
- ・スマートレーンに付随する X 線検査機器（CT 型に限る。）の購入費

イ) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

3) 手荷物輸送等の円滑化

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、新規購入だけでなく、既存機材の改造等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- ・手荷物搭降載補助機材の購入費及び設置工事費
- ・自動走行トーイングトラクターの購入費若しくは改造費
- ・ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）の購入費
- ・自動走行バスの購入費若しくは改造費
- ・自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋の購入費、設置工事費及び改造費（なお、装着作業の高度化・効率化に資する部分のみを補助対象とする。）

3. 旅客動線の合理化・高度化事業

①基本的な考え方

1) 旅客動線合理化システム

地方空港において国際線の就航を推進するため、国際線利用者の混雑や待ち時間の改善に資する、CUTE システムの導入及び、インラインスクリーニングシステム導入に伴う施設整備に要する経費の一部を支援する。

2) ビジネスジェット専用動線等

上質なサービスを求める観光客の訪日需要を促進するため、ビジネスジェット利用者の安全性・秘匿性の確保及び移動時間の短縮を図るための専用動線の整備に要する経費の一部を支援する。

②機能面の要件

1) 旅客動線合理化システム

CUTE システムについては、複数の航空会社が共通で利用可能な予約、搭乗券・手荷物タグ発券を行うシステムであること。

インラインスクリーニングシステムは、国際線旅客の搭乗手続きによる待ち時間短縮のため、チェックイン後に預入手荷物の検査を実施することが可能となるよう、預入れ手荷物の検査機器及び搬送設備から構成されるシステム（方式）とすること。

チェックインカウンター周辺における検査結果待ち旅客の滞留防止対策を講じること。

2) ビジネスジェット専用動線等

ビジネスジェット旅客に対して、安全性の向上、プライバシーの確保等、利便性の向上に資するための動線を確保する施設であること。

③実施要件

1) 旅客動線合理化システム

訪日誘客支援空港を優先的に取り扱うものとする。

2) ビジネスジェット専用動線等

これまでの実績や今後の需要見込みを踏まえて受入する空港とする。

④補助対象経費

1) 旅客動線合理化システム

ア) CUTE システムについては、以下を補助対象経費とする。

- ・ CUTE 端末設備の購入費
- ・ CUTE システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・ 上記に係る整備・改良を実施する場合の設計費及び工事費

イ) インラインスクリーニングシステムについては、以下を補助対象経費とする。ただし、預入手荷物の検査機器は補助の対象としない。

- ・ インラインスクリーニングシステムの整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・ 預入手荷物検査結果表示システム構築・サーバー及び PC 端末設置費
- ・ 手荷物タグ読み取り装置設置費
- ・ チェックインカウンター周辺における検査結果表示用ディスプレイ設置費
- ・ その他、旅客滞留防止対策に必要な付帯設備に係る設計費及び工事費

2) ビジネスジェット専用動線等

ビジネスジェットの専用動線については、以下を補助対象経費とする。

- ・ CIQ カウンターの整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・ 待合施設の整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・ エプロンルーフの整備に係る設計費及び工事費
- ・ 自走式スロープの整備に係る設計費及び工事費
- ・ 専用通路の整備・改良に係る設計費及び工事費

Ⅲ. 公共交通利用環境の革新等事業

1. 共通事項

①公共交通路線等について

1) 交付要綱第2条第2号における外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下「国際観光振興法」という。）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間とは、「公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間」（令和4年観光庁告示第5号）において定められた区間（以下「指定区間」という。）をいう。

2) これと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものとは、以下のものをいう。

ア) 貸切バス、タクシー、自家用有償旅客運送：指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域又は運送の区域に含むもの

イ) 旅客船、海上タクシー：指定区間内の駅・ターミナル等と接続する（※）港（湖川内の棧橋等を含む。）を起点又は終点とする航路を含むもの

※「接続する」とは、駅等と旅客船ターミナルとの間を、徒歩を含む移動手段により、通常の観光ルートとして結ぶことをいう。

ウ) ロープウェイ等：指定区間の駅等を含む観光地内を発着するもの

エ) レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティ：指定区間内の駅・ターミナル等に営業所又は貸出拠点があるもの（駅・ターミナル等周辺に営業所又は貸出拠点があるものを含む。）

オ) 旅客船ターミナル等：国際旅客船の利用に供され、若しくは供されることとなる埠頭における旅客船ターミナル又は多数の外国人観光旅客が利用する旅客船若しくは外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる旅客船のターミナル及び当該ターミナルと指定区間内の駅等を結ぶ場合

カ) 手荷物配送：指定区間内の駅・ターミナル等にカウンターがあるもの

キ) 路線バス(交通機関の運行情報のデータ化の推進に限る。): 指定区間内の駅・ターミナル等を発着するもの

②公共交通利用環境刷新計画の策定等について

- 1) 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、公共交通利用環境刷新計画(以下「刷新計画」という。)の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
 - ・ 計画の目標は、計画の期間内における公共交通利用環境の革新等事業の実施によって達成しようとする目標(以下「成果目標」という。)とすること。
 - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標(以下「評価指標」という。)が適切に設定されており、これにより公共交通利用環境の革新等事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して公共交通利用環境の革新等事業の構成が妥当であること。
 - ・ 公共交通利用環境の革新等事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること
- 2) 刷新計画は、国際観光振興法第9条第1項で規定する外国人観光旅客利便増進実施計画や観光ビジョン実現プログラム等と整合するものでなければならない。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第26条第1項の規定により公共交通事業者等から刷新計画の提出を受けたときは、当該刷新計画の内容を精査した上で、観光庁に進達するものとする。
- 4) 観光庁長官は、交付要綱第26条第2項の規定により刷新計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該刷新計画を提出した公共交通事業者等に対し、その旨の通知をするものとする。
- 5) 公共交通事業者等であって他の公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(指定区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)の用に供するために、補助金の交付を受けて自らが保有する車両(観光列車又はバス・タクシー車両に限る。)又は船舶の導入・改造等を行うものは、交付要綱第26条第1項に規定する刷新計画の策定及び交付要綱第29条において準用する第23条から第25条までに規定する事業評価の実施について、当該他の公共交通事業者等と共同して行うことができる。

③事業実施計画の策定について

- 1) 認定の通知を受けた公共交通事業者等は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。
- 2) 地方運輸局等は、提出された要望を基に、必要な調整を経て事業実施計画案を作成し、当該案を観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに諮ることとする。
その際は、認定を受けた刷新計画を添付する。
- 3) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、公共交通事業者等に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。公共交通事業者等は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

④「通常、整備が想定されていない場合」について

交付要綱別表3及び別表3の2中「通常、整備が想定されていない場合」とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティの無料Wi-Fiサービス
- ・ 軌道、バス(バスターミナルを除く。)、タクシー、レンタカー、自家用有償旅客運送、相乗りタクシー、超小型モビリティ、海上タクシー、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送のトイレの洋式化
- ・ 衛星通信を利用した有料Wi-Fiサービスを提供している旅客船の無料Wi-Fiサービス
- ・ 貸切バス、空港及び港湾のキャッシュレス決済対応

⑤事業実施に当たっての留意点

(共通事項)

公共交通利用環境の革新等事業の実施に当たっては、国際観光振興法第9条第1項で規定する外国人観光旅客利便増進実施計画に基づき「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第7条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準」(平成30年10月16日観光庁告示第23号)で定められた措置を実施するとともに、「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」(平成30年10月観光庁)を参考とするものとする。

(多言語表記について)

「多言語表記」については、英語併記を基本とする。施設特性や地域特性の観点から、中国語(簡体字/繁体字)及び韓国語その他の必要とされる言語については、視認性や美観等に問題が

ない限り、表記を行うこととする。この場合においては、情報提供に係る言語を外国人観光旅客が任意に選択可能なウェブサイト等において、中国語（簡体字/繁体字）及び韓国語その他の必要とされる言語による情報提供を行うことが望ましい。

多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することとする。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。これらの表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成30年7月）及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成30年7月）を参考とする。

（無料公衆無線LAN環境について）

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan Free Wi-Fi(以下「シンボルマーク」という。)の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

(※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

(※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)

又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続に要する最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

（トイレ施設内の案内用図記号について）

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

2. 補助対象メニューについて

①多言語対応【必須メニュー】

1) 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)等の多言語又はピクトグラムによる表記について

ア) 案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

イ) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

ウ) ホームページ(パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。)とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索

又は予約システムを備えたウェブサイト（新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費（乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。）を対象とする。

また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

エ) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用（アプリケーション導入に伴う費用）等を想定している。

2) 案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）について

案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

3) 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置について

多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。

なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。

また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。この他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。

4) 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、案内放送、ホームページ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供する。

5) 多言語ロケーションシステムについて

「ロケーションシステム」とは、GPS等を用いて車両の位置情報を収集し、駅等の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン、パソコン等に運行情報を提供するシステムのことをいい、多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅や優等列車の車両内を中心に、無料公衆無線LAN環境の整備を促進することとする。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、標準的なバス情報フォーマットを使用すること。

6) 訪日外国人旅行者対応のための接遇研修について

訪日外国人旅行者対応のための接遇研修（オンデマンド交通に限る。）については、訪日外国人が言葉の不安を感じることなく利用できるようにするために、ドライバーや窓口スタッフ（電話等で対応するスタッフを含む。）に対して、接遇研修を実施するために要する経費を補助対象とする（接遇研修、災害対応訓練研修、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費及び研修委託料を対象とする。ただし、人件費は除く。）。

②無料Wi-Fiサービス【必須メニュー】

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。

このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する旅客施設又は車内・船内に設置することとする。

③トイレの洋式化【必須メニュー】

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は以下のとおりとする。

1) トイレの洋式化について

ア) 補助対象経費

次に掲げるア又はア及びイを実施する場合、整備に係る設計、機器購入、工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具及び電気設備等）及び工事管理等に要する経費を補助対象とする。

ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入費、設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

イ 追加整備項目

※ 追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座の設置、暖房便座
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・掃除流し
- ・その他

イ) 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・土地の取得
- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管・浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

2) バリアフリースイートイレについて

バリアフリースイートの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

バリアフリースイートの設置に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

④キャッシュレス決済対応【必須メニュー】

キャッシュレス決済対応については、乗車・乗船に係るものや、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送における利用に係るものに限り、補助対象設備は、以下のものとする。

1) 全国共通ICカードについて

ア) 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

ウ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- エ) 交通系ＩＣカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内・船内においては次停車駅（次停留所）又は次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客施設においては駅名・入船港名等を多言語化するものとする。ただし、多言語での情報提供は、車内・船内放送設備によるものを含む。
- 2) 二次元コード等、クレジットカード対応、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのＥＴＣカード対応等について
- ア) 二次元コード等決済、クレジットカード決済、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのＥＴＣカード対応等を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。
- イ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。
- ウ) 「二次元コード等」とは、以下のものを対象とする。
- ・二次元コード
 - ・バーコード
- 3) ＩＣカード企画乗車船券、企画乗車船券の発行について
- ア) ＩＣカード企画乗車船券又は企画乗車船券（以下「企画乗車船券等」という。）の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者等である場合には、当該公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。
- イ) 補助対象事業者が、公共交通事業者等から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。
- なお、企画乗車船券等の利用エリアには、補助対象事業者以外の路線や補助対象路線等以外を含んでも構わないが、補助対象事業者以外の事業者への補助はできない。
- ウ) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。
- エ) 企画乗車船券等の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用（企画乗車船券のＩＣカード化、補助対象路線等に限る）、ＩＣカード及び券片の製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等を補助対象とする。
- なお、当該企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。
- オ) 販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券等に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。
- ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保【選択メニュー】
- 補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。
- 1) 非常用電源装置
- 旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。
- 2) 情報端末への電源供給機器
- 事故・災害時等において、外国人観光客が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。
- 3) その他
- 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附随するもの。
- 4) 本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。
- ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上【選択メニュー】
- 1) 旅客施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。
- ア) 附帯工事費
- バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
- イ) 補償費
- 物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
- ウ) 事務費
- 補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」又は多言語表記を行うこととする。

2) LRTシステムの整備

LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

3) インバウンド対応型バス

ア) インバウンド対応型バスとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料Wi-Fiサービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているノンステップバス（連節車両含む）、リフト付きバスをいう。

イ) インバウンド対応型バスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

ウ) インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

イ ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

ウ ABS装置

エ 車椅子固定装置、床の滑止め加工

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

カ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

キ 無料Wi-Fiサービス

ク キャッシュレス決済端末

ケ PTPS車載機器

4) インバウンド対応型タクシー

ア) インバウンド対応型タクシーとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料Wi-Fiサービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているユニバーサルデザインタクシーをいう。

イ) インバウンド対応型タクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。

ウ) インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア 車いす等固定装置

イ 車いす用シートベルト

ウ 手すり

エ 点滴等フック固定装置

オ 車いす用ヘッドレスト

カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

キ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

ク 無料Wi-Fiサービス

ケ キャッシュレス決済端末

5) 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応【選択メニュー】

観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オーブントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行

者向け車両の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用を含む）。

1) 観光列車

ア) 地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への対応が多言語となっている訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。

イ) 寝台列車は補助対象外とする。

2) サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ

自転車解体せずに乗車・乗船することができ、利用者への対応が多言語で対応している車両・船舶の導入・改造等に要する経費であり、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を含む。

3) オープントップバス、水陸両用バス

訪日外国人向けの定期観光バスルートに導入され、利用者への対応が多言語で対応している車両に限る。

4) 上記1)～3)の他に移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両を含む。

⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービス創出等について【選択メニュー】

多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等に資するシステムの導入・開発等に要する経費を補助対象とする。

1) 自家用有償旅客運送等

オンデマンド交通については、以下の経費を対象とする。

・オンデマンド交通システムの開発・導入に要する経費

オンデマンド交通システムとは、AI等を活用して予約に応じた運送を行うために必要な予約管理、最適配車を行う（最適な乗車場所及び乗車順、経路、降車場所及び降車順を決定する）システムをいい、当該システムの開発・導入経費

・自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費

自家用有償運送の形態でオンデマンド交通を実現する場合に必要な運転者の育成に必要な経費（募集を行うための説明会開催経費、訪日外国人旅行者対応のための接遇講習受講費、遠隔地から主要都市で開催される法定講習に参加するための交通費、出張講習により講師派遣を依頼する場合の出張費、会場賃料等諸経費を含む。）

相乗りタクシーについては、以下の経費を対象とする。

・相乗りタクシーの実施に必要なシステムの開発・導入経費

相乗りタクシー（配車アプリを活用して、目的地が近い利用者同士をマッチングさせてタクシーを配車させ、1台のタクシーに複数の利用者が相乗りすることで、割安にタクシーを利用できるサービスをいう。）を実現するために必要なマッチング、運賃計算（相乗りする利用者の最初の乗車地から最後の降車地までの走行距離に応じて算定した金額を、各利用者が単独で乗車した場合の推計走行距離に応じて按分して算定し、乗車前に金額が分かるもの）を行うためのシステムの開発・導入経費

2) 超小型モビリティ

超小型モビリティについては、以下の経費を対象とする。

・貸出・返却システムの導入経費

超小型モビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費

・超小型モビリティ配置場所整備費

超小型モビリティの貸出拠点の整備に係る経費（上屋を含む。）

・充電設備等の導入経費

超小型モビリティに電源を供給するための設備を整備し、付随する物品を購入するための経費

・走行位置管理システム導入経費（車載器を含む。）

超小型モビリティが安全が確保された区域内を走行し、高速道路等走行禁止区域に侵入しないよう走行位置を把握し、通信するためのシステム及び超小型モビリティに搭載するGPS車載器、通信機器等を導入するための経費

3) 海事

航路を特定せずオンデマンド運航サービスを提供する船舶については、以下の経費を対象とする。

・操船者の最適配乗管理システムの開発・導入経費

複数の操船者の最適な配乗管理システムの開発・導入経費

・デマンドシステムの開発・導入経費

複数の配船申込みに対し、最適な乗船・降船の経路を計算の上、操船者に示すシステムの開発・導入経費

・最適料金設定システムの開発・導入経費

需要と乗船距離等に応じた最適料金設定システムの開発・導入経費

- ・GPS 機器等の通信機器による洋上船舶管理システム開発・導入経費
洋上で運航している船舶にデマンドに応じた最適な運航を指示するための船舶の動静管理システムの開発・導入経費
 - 4) シェアサイクル又はマイクロモビリティ
シェアサイクル又はマイクロモビリティについては、以下の費用を対象とする。
 - ・貸出・返却システムの導入経費
シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費
 - ・貸出拠点の整備費
シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めたシェアサイクル又はマイクロモビリティを駐車するために必要な環境の整備・改良費
 - ・貸出拠点間の需要供給管理システムの整備費
外国人旅行者の利便に資する、各貸出拠点におけるシェアサイクル又はマイクロモビリティの需要と供給を管理するシステムの整備・改良費
 - 5) 手荷物配送
手荷物の一時預かり又は配送の受付に活用する予約システムの整備・改良費
- ⑨公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進について
公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進に係る補助対象については、以下のとおりとする。
- 1) 補助対象要件
 - ア) 補助対象となる特定データ形式とは、「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等の GTFS (General Transit Feed Specification) 形式とする。
 - イ) 補助対象となる特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムとは、以下の要件に該当する場合とする。
 - ・ダイヤシステム、バスロケーションシステム等の運行管理に係るシステム
 - ・特定データ形式で作成された時刻、運賃、路線又は車両位置等の交通情報を出力できるもの
 - 2) 補助対象経費
 - ア) 特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費
 - ・特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムの導入や既存のシステムの改修等に要する経費（故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理、代替更新のみに要する経費は除く。）
 - イ) データ化されていない交通情報の特定データ形式によるデータ化に要する経費
 - ・交通情報の特定データ形式化に要する費用（経路検索事業者等への委託費を含む。）
- ⑩観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供について
観光地での周遊・観光消費の増加を促すサービスの提供にかかる補助対象については、以下のとおりとする。
- 1) 事業補助対象要件
補助対象となる事業は、以下の条件に該当する場合を対象とする。
 - ・交通事業者を 1 社以上含むこと。
 - ・地方公共団体、公共交通事業者等又は観光事業者が実施する場合は、協定の締結等により相互に連携したものであること。
 - ・交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供すること。
 - 2) 補助対象経費
 - ・複数事業者間のデータ等を連携するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション（以下「連携基盤システム」という。）の購入・開発費（システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は除く。）
 - ・既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費
 - ・連携基盤システムの利用料（最大 1 年間）
 - ・連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用
 - ・連携基盤システムのセキュリティ対策費
 - ・連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済及び混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に係る費用
 - ・超小型モビリティ等の新型輸送サービスの運行に係る費用（車両費は除く。）
 - ・交通サービスの利用啓発に係る費用

3. 種目ごとの事項について

①鉄道

1) 補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

また、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添のとおりとする。

2) 鉄道車両への補助

鉄道車両における多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

②自動車

1) 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことををもって認定を行ったものとする。

別添

事業者名	路線名	区間
東武鉄道株式会社	伊勢崎線	加須～伊勢崎
	桐生線	太田～赤城
	小泉線	館林～西小泉、太田～東小泉
	佐野線	館林～葛生
	日光線	栗橋～東武日光
	鬼怒川線	下今市～新藤原
	宇都宮線	新栃木～東武宇都宮
	東上本線	東松山～寄居
	越生線	東毛呂～越生
西武鉄道株式会社	池袋線	東吾野～吾野
	西武秩父線	吾野～西武秩父
京成電鉄株式会社	東成田線	京成成田～東成田
	本線	京成成田～成田空港
小田急電鉄株式会社	小田原線	伊勢原～小田原
京浜急行電鉄株式会社	久里浜線	京急久里浜～三崎口
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	豊橋～藤川
	豊川線	国府～豊川稲荷
	西尾線	上横須賀～吉良吉田
	蒲郡線	吉良吉田～蒲郡
	河和線	河和口～河和
	知多新線	上野間～内海
近畿日本鉄道株式会社	大阪線	三本松～伊勢中川
	山田線	伊勢中川～宇治山田
	名古屋線	箕田～伊勢中川
	鈴鹿線	伊勢若松～平田町
	湯の山線	湯の山温泉
	志摩線	鳥羽～賢島
	鳥羽線	宇治山田～鳥羽
南海電気鉄道株式会社	南海本線	淡輪～和歌山市
	多奈川線	みさき公園～多奈川
	加太線	紀ノ川～加太
	和歌山港線	和歌山市～和歌山港
	高野線	紀伊細川～極楽橋
南海電気鉄道株式会社	鋼索線	極楽橋～高野山

京阪電鉄株式会社	石山坂本線	滋賀里～坂本
山陽電気鉄道株式会社	本線	藤江～山陽姫路
	網干線	飾磨～山陽網干
西日本鉄道株式会社	全路線	全区間

IV. インバウンド受入環境整備高度化事業

1. 共通事項

①受入環境整備高度化計画の策定について

- 1) 高度化計画策定者は、受入環境整備高度化整備計画（以下「高度化計画」という。）の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。
 - ・ 計画の目標は、計画の期間内におけるインバウンド受入環境整備高度化事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
 - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これによりインバウンド受入環境整備高度化事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
 - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対してインバウンド受入環境整備高度化事業の構成が妥当であること。
 - ・ インバウンド受入環境整備高度化事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 高度化計画策定者は、交付要綱第 30 条第 1 項の規定による高度化計画の提出に当たっては、あらかじめ、高度化計画に記載されたインバウンド受入環境整備高度化事業を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）から、事業毎に要望を取りまとめた上で、地方運輸局長等へ提出する。なお、事業予定箇所が別表で定める市区町村以外の場合は、要望の提出時に、事業予定箇所が 1. 共通事項 2. 定義に規定する市区町村に該当することを証明する資料を添付することとする。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第 30 条第 1 項の規定により高度化計画策定者から高度化計画の提出を受けたときは、要望書及び当該高度化計画の内容を精査するとともに、これらについて記載内容の齟齬がないか等について確認を行った上で、当該高度化計画を観光庁長官に進達するものとする。
- 4) 観光庁長官は、交付要綱第 30 条第 2 項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、高度化計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該高度化計画を提出した高度化計画策定者に対し、その旨の通知をするものとする。

②事業実施計画の策定について

- 1) 地方運輸局等は、高度化計画に記載された事業を含む事業実施計画書を作成し、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに諮ることとする。
- 2) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。
補助対象事業者は、内示後に交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金交付申請書を地方運輸局等に提出する。

③高度化計画区域

様式第 13 で定める高度化計画区域とは、特定観光地において、高度化計画策定者が地域の関係者と一体となって受入環境整備に取り組む区域とする。また、高度化計画区域には、隣接する市区町村の区域を含むことを可能とするが、この場合において、隣接する市区町村以外の者が事業を実施しようとするときは、交付要綱第 30 条第 1 項に規定する市区町村の同意に加えて、あらかじめ様式第 13 の 2 により隣接する市区町村の同意を得なければならない。

2. 補助事業等

①面的整備事業における補助対象事業

交付要綱第 2 条第 3 号イに定める面的整備事業について補助の対象となる事業は、A. から E. までに掲げる事業とする。

なお、面的整備事業の効果が早期に現れる必要があることから、以下の事業を複数実施する又は同一の事業であっても複数箇所において実施することを基本とするが、既に以下の受入環境整備が完了している又は整備予定である場合は単独での事業の実施を妨げない。

A. 賑わい環境の創出

- 1) ナイトタイムエコノミーの環境整備
- 2) イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備

- B. 新たなニーズへの対応・新技術の活用
 - 3) ワーケーション環境の整備
 - 4) ICTを活用したゴミ箱の整備
 - 5) 多様な移動手段の整備
- C. ストレスフリー・快適な旅行環境の整備
 - 6) 多言語案内の整備
 - 7) 観光スポット等の掲示物等の多言語化整備
 - 8) 無料公衆無線LAN環境の整備
 - 9) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
 - 10) トイレの高機能化及び洋式便器の整備
 - 11) 手ぶら観光カウンターの機能向上
- D. ユニバーサル対応
 - 12) 段差の解消
 - 13) 子供連れ環境の整備
 - 14) 近距離移動支援モビリティの整備
- E. 拠点機能の整備・改良
 - 15) 外国人観光案内所の整備・改良
 - 16) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良
 - 17) EV急速充電器の整備

②拠点機能強化整備事業における補助対象事業

交付要綱第2条第3号ロに定める拠点機能強化整備事業について補助の対象となる事業は、A. からD. までに掲げる事業とする。

- A. 新たなニーズへの対応・新技術の活用
 - 1) ワーケーション環境の整備
 - 2) ICTを活用したゴミ箱の整備
 - 3) 多様な移動手段の整備
- B. ストレスフリー・快適な旅行環境の整備
 - 4) 多言語案内の整備
 - 5) 無料公衆無線LAN環境の整備
 - 6) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
 - 7) トイレの高機能化及び洋式便器の整備
 - 8) 手ぶら観光カウンターの機能向上
- C. ユニバーサル対応
 - 9) 段差の解消
 - 10) 子供連れ環境の整備
 - 11) 近距離移動支援モビリティの整備
- D. 拠点機能の整備・改良
 - 12) 外国人観光案内所の整備・改良
 - 13) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良
 - 14) EV急速充電器の整備

③補助対象外となる施設・経費

1) 補助対象外となる施設

鉄道駅の改札内や公衆浴場、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設及び国民公園、国営公園、都市公園等の国による管理施設、国による他の支援制度を受けている又は受ける予定のある施設は補助対象としない。

上記①における3)及び16)、上記②における1)、4)及び13)については、観光スポットは補助対象としない。

上記①における1)～4)、6)～8)、10)、12)～14)及び16)、上記②における1)、2)、4)、5)、7)、9)～11)及び13)については、営利目的施設は補助対象としない。

上記①における1)～4)、6)～10)、12)～14)、16)、上記②における1)、2)、4)～7)、9)～11)、13)については、宿泊施設は補助対象としない。

上記①における1)～4)、6)～8)、10)、12)～14)、16)、上記②における1)、2)、4)、5)、7)、9)～11)、13)については、飲食店・小売店等は補助対象としない。

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。

2) 補助対象外となる経費

次に掲げる費用は、補助対象としない。

- ・土地の取得、賃借に要する費用
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する費用
- ・消耗品、印刷製本費
- ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用
- ・レンタル・リース契約に関する費用
- ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る費用

④多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。また、翻訳に際しては校正（※）を実施すること。なお、多言語対応については、二次元コード等の活用も検討し、情報提供に係る言語を訪日外国人旅行者が任意に選択可能なウェブサイト等において、必要とされる言語による情報提供を行ったり、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を基本として、可能な限り地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保すること。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」が策定した「小売業の多言語対応ガイドライン」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮すること。

※校正とは

翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備は、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備に当たり、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ac (Wi-Fi 5 (5GHz帯)) 以上に対応していること。
- 2) 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア) による認証方式、又はイ) 及びウ) の認証方式併用（※1）を導入（※2）し、その方法を多言語にて明示すること。
 - ア) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式
 - イ) SNSアカウントを利用した認証方式
 - ウ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）
 - ※1 利用者がイ) 又はウ) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。
 - ※2 上記認証方式を適用しなくてもよいケース
 - ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
 - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
 - ※3 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。
- 3) 共通シンボルマーク Japan. Free Wi-Fi の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

⑥トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「洋式便器」、「温水洗浄便座」等のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示すること。

⑦成果物（多言語での情報発信に関するコンテンツ）の提供について

本補助事業において作成した成果物のうち、多言語での情報発信に関するコンテンツの著作権については、原則として補助対象事業者に帰属させることとし、観光庁及び第三者の求めに応じて提供できるようにすること。

3. 面的整備事業における補助対象事業

A. 賑わい環境の創出

1) ナイトタイムエコノミーの環境整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が、高度化計画区域内において、ナイトタイムにおける照明器具等によるライトアップに係る設備の整備を支援することで、滞在時間を増加させ消費拡大を図るものとする。

②補助対象要件

以下のいずれも満たすものであることとする。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設及び国管理の施設を除く。

- ・イベント等による一時的な設置ではなく、常設又は一定期間定期的に設置されること。
- ・本補助事業の対象となるライトアップされたスポット（以下「ライトアップスポット」という。）が公共空間から視認でき、ナイトタイムにおける周遊促進を目的として整備されるものであること。
- ・ライトアップスポットの利用に際して必要な情報を多言語のマップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

次に掲げるア) 又はア) 及びイ) を実施する場合、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。

ア) 基本整備項目

- ・照明器具
- ・電飾
- ・据付型プロジェクター
- ・上記の設置に係る費用（本工事費、附帯工事費、事務費、システム開発費用）

イ) 追加整備項目

ア) を実施する場合に限り、以下の整備を補助対象とする。

・無線LAN環境の整備

当該補助対象事業に附帯して設置する無線LAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。

・案内標識

本補助事業の対象となるライトアップスポット又はその周辺に設置するもの、又は訪日外国人を含む旅行者が当該ライトアップスポットへ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

・掲示物

ライトアップスポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物とする。

・ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものに限る。

・セキュリティ関係機器、システムの整備

・その他、ライトアップに必要な費用

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営するウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設を含む。）を指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が多言語で掲載されたものとする。

2) イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が、イベント開催等を行うことにより、賑わい拠点となる屋外広場（以下「屋外広場」という。）に係る整備を支援することで、滞在時間を増加させ消費拡大を図るものとする。

②補助対象要件

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・空地等の本補助事業申請時に利用されていない土地を活用するための整備、あるいは、既に活用されている屋外広場の機能向上を含む改修を実施する事業であること。
- ・訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く開放している屋外広場であること。
- ・本補助事業の対象となる屋外広場及びその利用に際して必要な情報について、WEB等にて広く多言語で明示することとする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 屋外広場整備

屋外広場の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

- ・撤去工事（埋設配管の撤去、工作物の取り壊し等を含む。）
- ・器具設置工事（固定ベンチ等）
- ・舗装工事（屋外広場のアスファルト舗装、芝生化等）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事を含む。）
- ・無料公衆無線LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置する「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たす無料公衆無線LAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。

・案内標識

本補助事業の対象となる屋外広場又はその周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が屋外広場へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

・掲示物

本補助事業の対象となる施設内において施設に関する情報を多言語で紹介するためのものとする。

イ) 附帯工事費

本工事を実施するための仮設工事、外構工事等の費用とする。

ウ) 事務費

ア) 及びイ) に要する設計費及び工事管理費とする。

エ) ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものに限る。

オ) その他、屋外広場の機能向上及び利用促進に必要となる費用

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・遊具
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営するウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設を含む。）を指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が多言語で掲載されたものとする。

B. 新たなニーズへの対応・新技術の活用

3) ワークेशन環境の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が、余暇を楽しみつつ仕事出来る施設を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる施設は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該施設の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる施設の所在を施設の周囲や施設外壁等に多言語により表示していること。
- ・対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 施設整備

ワーケーション施設の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、補助対象は受付、ワーキングスペース、トイレとし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・昇降機設備工事（専ら案内所利用者が使用するもの）
- ・通信（LAN・電話）環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。なお、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

- ・トイレ工事

「12）トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるもの。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつワーケーション施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

- ・案内標識

本補助事業の対象となる施設又は施設周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

本補助事業の対象となる施設内において施設に関する情報を多言語で紹介するためのものとする。

- ・セキュリティ関係機器、システムの整備

イ) 備品整備

ワーケーション施設の開設に必要な備品の購入・設置に要する費用とする。

ウ) 事務費

ア) 及びイ) に要する設計費及び工事管理費とする。

エ) ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システム機能を実装するものに限る。

オ) 多言語対応及び決済環境の整備

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末

本補助事業の対象となる施設について、有人にて対応する場合に限る。

- ・多言語案内・翻訳システム機器

本補助事業の対象となる施設について、有人にて対応する場合に限る。

- ・AIチャットBot

本補助事業の対象となる施設情報等を提供するAIチャットBotを整備するものとする。ただし、施設特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

- ・キャッシュレス決済環境整備

「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）を対象とする。

カ) その他、明確なワーケーション環境の整備に必要となる費用

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・新築、建替時における躯体工事
- ・利用者に貸与するパソコンおよびタブレット端末、飲食物を提供する機器
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・特定の施設の利用者、地域住民の利用が主たる施設等の整備に要する費用

・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用、又は居住用の利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設又は既存のホームページ等に新たにコンテンツ掲載や予約システムを追加する場合を含む。）を指し、本補助事業の対象となる施設及び施設利用に際して必要な情報が多言語で掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で多言語により本補助事業の対象となる施設の利用予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約できるものも含む。）ができるものとする。

4) ICTを活用したゴミ箱の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への旅行環境の向上および観光地の美化を目的とするICTを活用したゴミ箱の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が快適に高度化計画区域内を周遊することができるようICTを活用したゴミ箱を整備することにより、全体として、以下の要件を満たすこととなるものを対象とする。

- ・高度化計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等を踏まえた設置位置となっていること。
- ・ICTの活用により通常のゴミ箱より高機能なゴミ箱を設置することにより、ゴミの管理や観光情報の提供等がされるものとなっていること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 本工事費

ICTを活用したゴミ箱を新規に設置することを目的に行う工事に要する費用とする。

イ) 附帯工事費

ICTを活用したゴミ箱の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用とする。

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

エ) コンテンツ作成

ICTを活用したゴミ箱の設置主体が訪日外国人を含む旅行者へ観光情報や交通情報等を多言語で提供することを目的としてICTを活用したゴミ箱に係るコンテンツの作成に要する費用とする。

オ) システム開発

ICTを活用したゴミ箱に係るシステムの開発に要する費用とする。

カ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。ま

た、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

キ) その他

ICTを活用したゴミ箱の整備に附随するものとする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備
- ・ゴミの処分費や管理委託費 等

5) 多様な移動手段の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者に対して、環境に配慮しながらも、さらなる周遊を促進し、消費を拡大させるために整備される電動キックボード・電動アシスト自転車等、多様な移動手段の整備を対象とする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる多様な移動手段の整備は、以下の要件を満たすこととする。

ア) 設置位置・利用目的について

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・高度化計画区域内において、公共交通機関の駅等から観光スポット等に至るまでの経路等を踏まえた設置位置となっていること。
- ・公道での利用を前提とし、訪日外国人を含む旅行者が広く利用可能なものであること。

イ) 情報発信について

本補助事業の対象となる多様な移動手段に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。
- ・対象となる設備の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

多様な移動手段の整備に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。なお、イ)～カ)についてはア)を実施した場合に限り、補助対象とする。

ア) 電動キックボード・電動アシスト自転車等の購入

イ) 受付施設・車体保管施設の整備

多様な移動手段の整備に直接要する費用で、受付施設・車体保管施設の整備に係る工事及び設計に要する費用とする。(本整備を実施するための解体費、撤去費等を含む。)

- ・建築工事(受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。)
- ・電気設備工事(照明機器設置を含む。)
- ・機械設備工事(給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。)
- ・トイレ工事

「12) トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるもの。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ受付施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

ウ) 充電設備等の導入経費

電動キックボード・電動アシスト自転車等に電源を供給するための設備の内装工事、付随する物品を購入するための経費とする。

エ) 貸出・返却システムの導入経費

電動キックボード・電動アシスト自転車等の貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費とする。

オ) 案内標識の設置

本補助事業の対象となる車体保管施設、受付施設又はその周辺に設置するものとする。

カ) その他

- ・ 上記以外で、多様な移動手段の整備に必要となる費用。
- ・ ア) からカ) の整備に付随するもの。なお、ア) の利用にあたって、道路交通法第 71 条の 4 第 1 項に該当する場合は、ヘルメットの購入費用も補助対象とする。当該ヘルメットについては、同法施行規則第 9 条の 5 第 1 項の基準を満たす必要がある。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・ 案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・ 新築、建替時における躯体工事
- ・ 特定の敷地内のみでの利用を目的とする整備に要する費用
- ・ 特定の施設の利用者、地域住民の利用が主たる設備等の整備に要する費用
- ・ 補助対象事業者が通常の業務活動としての利用を主たる目的とする整備に要する費用等

C. ストレスフリー・快適な旅行環境の整備

6) 多言語案内の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的とする多言語観光案内等の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が周遊することが容易になるようデザインを統一した多言語観光案内標識等を整備することにより、全体として、以下の要件を満たすこととなるものを対象とする。

- ・ 高度化計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等を踏まえた設置位置となっており、周遊に資する情報等が提供されるものとなっていること
- ・ 観光スポットやその周辺における観光情報が提供されるものとなっていること

※多言語観光案内標識等に地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、二次元コードや訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ICTを活用した機器を利用する場合を含む。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

・ 本工事費

多言語観光案内標識等を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の多言語観光案内標識等の改修に要する費用とする。

・ 附帯工事費

多言語観光案内標識等の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用とする。

・ 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

・ コンテンツ作成

多言語観光案内標識等の設置主体が訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的として多言語観光案内標識等に係るコンテンツの作成に要する費用とする。

・ AIチャットBot

訪日外国人を含む旅行者の利便性向上を目的として、観光情報を提供するAIチャットBotを整備するものとする。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

・ LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」(LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

・ その他

多言語観光案内標識の整備に附随する整備に必要となる費用とする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・ 舗装等の周囲整備 等

7) 観光スポット等の掲示物等の多言語化整備

①基本的な考え方

特定観光地の代表的な観光スポット等における訪日外国人を含む旅行者への多言語での観光情報の提供を目的とする掲示物等の整備を対象とする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる観光スポット等の掲示物等の多言語化整備は、以下の要件を満たすこととする。

ア) 観光スポットについて

特定観光地における代表的な観光スポットであること。

イ) 機能について

本補助事業においては、説明板や二次元コード、訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ＩＣＴを活用した機器等により、観光スポット内における展示物の情報や観光情報が多言語で提供されるものとなっているものとする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

・ 本工事費

掲示物等を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の掲示物等の改修に要する費用とする。

・ 附帯工事費

掲示物等の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用とする。

・ 機器購入費

多言語案内・翻訳用に必要となる機器の整備に要する費用とする。

・ コンテンツ作成

訪日外国人を含む旅行者への当該観光スポットに関する情報提供等を目的とするものとする。

・ ホームページ等

訪日外国人を含む旅行者への当該観光スポットに関する情報提供等を目的として整備する以下⑤の要件を満たすホームページ等の多言語化や予約システム（サイトコントローラーを含む。）の実装等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものに限る。

・ ＬＡＮ環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するＬＡＮ機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（ＬＡＮ機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（ＬＡＮ機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線ＬＡＮ機器を整備する場合、「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

・ 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

・ その他

掲示物等の多言語化整備に附随する整備に必要となる費用とする。

④補助対象外経費

２．③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

・ 舗装等の周囲整備 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、補助対象事業者又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設又は既存のホームページ等に新たにコンテンツ掲載や予約システムを追加する場合を含む。）を指し、観光スポットの情報が多言語で掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で多言語によりチケット等の予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約できるものも含む。）ができるものとする。

8) 無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への通信環境の提供を目的とする、無料公衆無線ＬＡＮの整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線ＬＡＮの整備は「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・電波の重なりを考慮した整備（設置）計画を作成するとともに、高度化計画区域内における観光スポット等に至るまでの経路上において利用可能なものであること。
- ・利用者の利便性の観点から、統一したＳＳＩＤの設定やアプリケーションを活用し、「２．補助事業等 ⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備について ２）」の方式により一度認証することで、接続できること。

③補助対象経費

無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。なお、主たる用途が無料公衆無線ＬＡＮではない複合型の設備に内蔵された無料公衆無線ＬＡＮについては、無料公衆無線ＬＡＮ設備に係る部分（公衆無線ＬＡＮ機器本体、公衆無線ＬＡＮ機器及び認証システム等の設定調整費）について明確に分けられる費用のみ補助対象とするが、多言語観光案内標識等内蔵型の無料公衆無線ＬＡＮについては、多言語観光案内標識等の要件に従うものとする。

- ・公衆無線ＬＡＮ機器（セキュリティ対策に係るソフトウェアを含む。）
- ・鉄塔（鉄柱・ポール等公衆無線ＬＡＮ機器本体の設置場所として必要なもの）
- ・受電設備（受電盤・公衆無線ＬＡＮ機器本体への送電線）
- ・送受信機（ルーター・ＯＮＵ※１・スイッチ※２）
- ・ケーブル（最寄りの電柱の接続端子函から公衆無線ＬＡＮ機器本体又は、送受信機への光ケーブル・ＬＡＮケーブル（送受信機から公衆無線ＬＡＮ機器本体までのＬＡＮケーブルを含む。））
- ・収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック（補助対象設備の保護を目的としたものに限る。）
- ・公衆無線ＬＡＮ機器等の設定調整費
- ・認証システム（既存システムの設定調整費を含む。）
- ・蓄電池（公衆無線ＬＡＮ機器の予備電源としての蓄電池）
- ・詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）
- ・一般管理費

※１ 光回線を利用する際の変換装置

※２ データの宛先（接続先）切り替え機能を持った機器

④補助対象外経費

２．③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・受電設備までの引き込み送電線
- ・他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- ・監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
- ・電源設備（発電機・太陽光発電設備等）
- ・設置場所自体の整備に関する費用（土地の取得含む。）
- ・伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く。）等

９）飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備

①基本的な考え方

店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るために整備される多言語対応、先進的決済環境等の整備を対象とする。

②補助対象要件

訪日外国人を含む旅行者が現に多く来訪している、又は今後多く来訪することが想定され飲食店、小売店等において、整備される場合に対象とする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア）多言語対応

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器

- ・無線LAN環境の整備

イ) 先進的な決済環境の整備

- ・キャッシュレス決済環境整備

「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）を対象とする。

- ・免税対応環境整備

「機器購入費」（免税対応端末等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（免税対応端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）、「免税手続カウンターの購入に要する費用」及び「その他免税販売手続きの電子化対応に要する費用」を対象とする。

※免税手続カウンターへの整備は、商店街、テナントビル等、消費税法施行令第18条の2④に規定する特定商業施設内において設置可能とする。

- ・LAN環境の整備

ウ) 店内表示及びメニューの多言語化・オンライン化対応

訪日外国人を含む旅行者の受入を目的とする店舗の案内表示、店舗設備の利用案内、パンフレット、メニュー等の多言語化やピクトグラム、提供コンテンツの整備を補助対象とする。（宗教や文化による食事等の生活習慣に配慮したピクトグラム等を含む。）

- ・多言語案内（デジタル表記のものを含む。）

「コンテンツ作成」（店内表示及びメニューの多言語化に係るコンテンツの作成（翻訳費を含む。）に要する費用）、「機器購入費」（多言語化された店内表示及びメニューの提供に係る機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（多言語化された店内表示及び機器の設置に要する費用）に限る。

- ・メニューのオンライン化対応

「機器購入費」（店舗における閲覧・注文端末、従業員用端末、キッチンプリンター、キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（店舗における閲覧・注文端末、キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費（初期設定費用を含む。））に限る。

- ・LAN環境の整備

エ) ホームページ

補助対象事業者が運営している店舗等を紹介するホームページ（スマートフォン対応を含む。）の整備を補助対象とする。また、宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受入に関する情報発信を目的とするものとする。ただし、特定の宗教を助長・促進することを目的とした内容のもの及び特定の認証制度等が記載されたものは除く。

オ) 免税販売手続を行う自動販売機の整備

免税販売手続を行う自動販売機の「機器購入費」及び「機器設置費用」。ただし、免税販売手続を行う自動販売機は別途国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。

カ) その他

- ・上記以外で宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受入のために必要となる機材の購入・設置に要する費用

- ・ア) からオ) の整備に付随するもの

※ア)、イ)、オ) について、交付要綱別表4（第30条第2項関係）に定める補助対象事業者のうち、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等は、本事業により整備する端末等について高度化計画区域内の飲食店、小売店等へ貸与することを可能とする。

④補助対象外経費

- 2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・月額システム利用料、保守サポート料等維持運用に要する費用、端末管理費等

⑤LAN環境の整備について

ア) からウ) に附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。

10) トイレの高機能化及び洋式便器の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となるトイレは訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該トイレの所在を示すものとし、以下の要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに要件を満たすものとする。

- ・対象となるトイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。
- ・対象となるトイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

※広く開放している設備について、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

次に掲げるア)又はア)及びイ)を実施する場合、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器(大便器、暖房便座・普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等)の購入及び設置に要する費用はア)に係る費用に含めることとする。

ア) 基本整備項目

- ・洋式便器の整備(新設※1、増設、交換※2、和式便器の洋式化)
- ・温水洗浄便座の整備(新設、増設、交換※3)
- ・洗面器の整備(自動水栓化等)
- ・清潔機能等向上整備※4

※1 洋式便器の新設とは、新築、建替、増築又はレイアウト変更を伴う改修時において、新規に設置される洋式便器の整備を示す。

※2 洋式便器の交換とは、温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器に交換する整備を示す。なお、便器の高機能化とは、自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の利用者の利便性向上に資する整備を示す。

※3 温水洗浄便座の交換とは、自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の利用者の利便性向上に資する高機能化を伴う温水洗浄便座に交換する整備を示す。

※4 清潔機能等向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面(建具を含む。)における汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備、又は、先進情報技術等の活用によってトイレ施設内の清潔等の維持・管理を実施するために必要とされる整備を示す。

イ) 追加整備項目

ア)を実施する場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事に要する費用は基本整備項目に含めてもよいこととする。

- ・小便器(自動水栓化等)
- ・ハンドドライヤー
- ・化粧鏡
- ・LED照明
- ・室内空調(換気、冷暖房)設備
- ・外装工事(屋根部分は除く)
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識(多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等)
- ・案内表示(トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等)
- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備
- ・掃除流し
- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備

- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管、浄化槽の設置等）
- ・新築、建替時における躯体工事
- ・発電設備
- ・ポンプ等の機械設備
- ・仮設トイレの設置 等

1 1) 手ぶら観光カウンターの機能向上

①基本的な考え方

当事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」とは、「「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領」（平成29年1月制定）に基づき、国土交通省により、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものとする。

②補助対象要件

訪日外国人を含む旅行者によるWEBや店頭のタブレット端末等のICTを活用した受付が可能なカウンターを対象とする。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 先進機能の整備

- ・デジタルサイネージ

手ぶら観光カウンター又は手ぶら観光カウンター周辺に設置するものであり、手ぶら観光の情報発信を目的とするものとする。

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器

イ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

ウ) 先進的な決済環境の整備

- ・キャッシュレス決済環境整備

「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）を対象とする。

エ) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識

本補助事業の対象となる施設又は施設周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

「手ぶら観光」サービスを紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的とするものとする。

- ・ホームページ等

当該補助対象事業に関わり、附帯して整備する以下⑤の要件を満たす、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的としたホームページ等に要する費用とする。ただし、パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システム機能を実装するものに限る。

- ・コンテンツ作成

手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報の発信を目的とするものとする。

- ・案内放送

「手ぶら観光」サービスの利用を希望する訪日外国人を含む旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的とした放送内容であることとする。ただし、手ぶら観光カウンター以外の場所から放送するものは補助対象としない。

オ) 手ぶら観光カウンターの整備・改良

手ぶら観光カウンターの開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。
ただし、カウンター業務機能の向上や接客機能の向上を目的に行うものに限る。

- ・本工事費
- ・附帯工事費（仮設工事、解体工事等）
- ・事務費（工事等に要する設計費及び工事管理費）

カ）設備費

手ぶら観光サービスの受付業務を行うための設備及び受領した荷物の一時保管のために使用する設備であること。

キ）その他

手ぶら観光カウンターの整備・機能向上に要する費用とする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・新築、建替時における躯体工事
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

⑤ホームページ等の整備について

ホームページ等の整備とは、手ぶら観光カウンターの設置主体、運営主体又は補助対象事業者から観光スポットに係る情報掲載の委託を受けた者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーションの整備（新規開設又は既存のホームページ等に新たにコンテンツ掲載や予約システムを追加する場合を含む。）を指し、手ぶら観光カウンターの情報が多言語で掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で多言語によりチケット等の予約（オンライン上のメールフォーム等により多言語で予約できるものも含む。）ができるものとする。

D. ユニバーサル対応

1 2) 段差の解消

①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、特定観光地の代表的な観光スポットにおける段差の解消を支援するものとする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる段差の解消は、以下の要件を満たすこととする。

ア）観光スポットについて

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・特定観光地における代表的な観光スポットであること。
- ・地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて段差の解消を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

イ）段差の解消について

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・ア）の観光スポットに来訪する訪日外国人を含む旅行者の大多数が通常利用する経路又は段差を解消することにより訪日外国人を含む旅行者の大多数が利用すると見込まれる経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。
- ・特定経路において、当該観光スポットの職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。
- ・エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が円滑に利用できるものであること。

ウ）情報発信について

本補助事業の対象となる段差の解消に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の要件のいずれも満たすものであること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。

- ・エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。
- ・エレベーターやスロープ等の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- ・本工事費
機器（エレベーター、スロープ等）の購入及び工事に要する費用とする。
- ・附帯工事費
エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要する費用で、本工事を実施するための仮設工事や解体工事に直接要する費用を含むものとする。
- ・事務費
工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

④補助対象外経費

- ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。
 - ・外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない費用 等

1 3）子供連れ環境の整備

①基本的な考え方

特定観光地内の観光スポットにおいて、子供を連れた訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在・交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、広く使用可能な子供連れ環境に資する設備の整備を対象とする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる子供連れ環境の整備は、以下の要件を満たすこととする。

ア）観光スポットについて

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・特定観光地における代表的な観光スポットであること。
- ・地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて子供連れ環境の整備を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

イ）情報発信について

本補助事業の対象となる子供連れ環境に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。
- ・対象となる設備の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※広く開放している設備について、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

次に掲げるア）又はア）及びイ）を実施する場合、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。

ア）基本整備項目

- ・おむつ交換台の新設・増設
- ・授乳室（パーテーション・カーテン・授乳用椅子等）の新設・増設
- ・ベビーベッドの新設・増設
- ・ベビーキープの新設・増設
- ・子供用着替え台の新設・増設
- ・調乳用温水器の新設・増設

イ）追加整備項目

ア）を実施する場合に限り、以下の整備を補助対象とする。ただし、既に基本整備項目のいずれかが整備されており、既設の設備において整備を行う場合も、補助対象とする。な

お、追加整備項目に係る設計・工事に要する費用は基本整備項目に含めてもよいこととする。

- ・ベビーカー置場
- ・シンク
- ・電子レンジ
- ・荷物置き
- ・ゴミ箱（おむつ用を含む。）
- ・キッズスペース
- ・遊具（壁面等に固定されているものに限る。）
- ・案内標識
- ・その他、子供連れ環境向上を伴う整備

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・遊具（壁面等に固定されているものを除く。）等

1 4) 近距離移動支援モビリティの整備

①基本的な考え方

特定観光地内の観光スポットにおいて、長時間の歩行が困難な訪日外国人を含む旅行者等の移動支援のために整備される近距離移動支援モビリティの整備を対象とする。

②補助対象要件

補助事業の対象となる近距離移動支援モビリティの整備は、以下の要件を満たすこととする。

ア) 観光スポットについて

以下のいずれも満たすものであることとする。

- ・特定観光地における代表的な観光スポットであること。
- ・地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて近距離移動支援モビリティの整備を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。
- ・近距離移動支援モビリティを使用するエリアが、公道を含まない特定の敷地内であること。

イ) 情報発信について

本補助事業の対象となる近距離移動支援モビリティに資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

③補助対象経費

近距離移動支援モビリティの整備に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。なお、イ)～カ)についてはア)を実施した場合に限り、補助対象とする。

ア) 電動車椅子の購入（二人乗り以上の電動カート等も含む）

イ) 受付施設・車体保管施設の整備

近距離移動支援モビリティの整備に直接要する費用で、受付施設・車体保管施設の整備に係る工事及び設計に要する費用とする。（本整備を実施するための解体費、撤去費等を含む。）

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・トイレ工事

「1 2）トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるもの。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ受付施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

ウ) 充電設備等の導入経費

電動車椅子等に電源を供給するための設備の内装工事、付随する物品を購入するための経費とする。

エ) 貸出・返却システムの導入経費

電動車椅子等の貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費とする。

オ) 案内標識の設置

本補助事業の対象となる車体保管施設、受付施設又はその周辺に設置するものとする。

カ) その他

- ・上記以外で、近距離移動支援モビリティの整備に必要となる費用
- ・ア) からカ) の整備に付随するもの

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・新築、建替時における躯体工事
- ・公道での利用を目的とする整備に要する費用
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

E. 拠点機能の整備・改良

1 5) 外国人観光案内所の整備・改良

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーⅠ以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality、仮想現実）
観光地の疑似体験ができる機器（コンテンツ作成を含む。）を整備するものとする。
- ・デジタルサイネージ
観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するものとする。（コンテンツ作成を含む。）
- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
- ・多言語案内・翻訳システム機器
- ・多言語音声ガイド
観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するものとする。
- ・AIチャットBot
訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、観光情報を提供するAIチャットBotを整備するものとする。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

イ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

ウ) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識
本補助事業の対象となる観光案内所又は案内所周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。
- ・掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするものとする。

- ・ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や地域のコンテンツの予約・販売機能、交通情報等の発信を目的とするものとする。

- ・オンラインコンテンツ

観光案内所の設置主体又は運営主体が作成する、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信、観光地の疑似体験等を目的とするオンライン上のコンテンツの制作費、コンテンツ提供に必要な機器の購入及び設置に要する費用とする。ただし、事前の予約や申込を基に観光地の疑似体験等を年間を通して継続的に提供するものに限る。

- ・案内放送

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所から直接、観光情報や災害情報を案内することを目的とした放送内容であることとする。

エ) 外国人観光案内所の整備・改良

観光案内所の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、本補助事業の対象となる観光案内所内の体験・交流スペースも補助対象とし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

- ・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）
- ・電気設備工事（照明機器設置を含む。）
- ・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）
- ・昇降機設備工事（専ら当該案内所利用者が使用するもの）
- ・トイレ工事

「12）トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるもの。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ観光案内所機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

オ) 免税対応環境整備

観光案内所内における免税対応端末に要する「機器購入費」（免税対応端末等及び付属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（免税対応端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）、「免税手続カウンターの購入に要する費用」及び「その他免税販売手続きの電子化対応に要する費用」を対象とする。

※免税手続カウンターへの整備は、商店街、テナントビル等、消費税法施行令第18条の2④に規定する特定商業施設内において設置可能とする。

カ) 地域におけるコト消費促進のための環境整備

- ・チケット予約・販売用機器
多言語での地域のコンテンツの予約・販売を目的とした機器であることとする。
- ・システム構築費
チケットの予約・販売システムを構築することを目的とするものとする。

- ・キャッシュレス決済環境整備

チケットを販売するためのキャッシュレス決済環境の整備であること。ただし、「機器購入費」（キャッシュレス決済端末、レシートプリンター等及び附属機器の購入に要する費用）、「機器設置費用」（キャッシュレス決済端末等の設置に要する費用、ソフトウェア購入費）に限る。

- ・プリンター

チケットを発券するため、又はキャッシュレスに伴うレシートを印刷するためのプリンターであることとする。

- ・附帯工事費

キ) その他

観光案内所の接遇機能向上や、案内業務機能向上、体験・交流機会の提供を目的に導入する設備の設置に要する費用とする。

③ 補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・新築、建替時における躯体工事
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用
- ・訪日外国人を含む旅行者が利用せず、かつ案内所業務に使用しないスペースにおける整備 等

16) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良

①基本的な考え方

高度化計画区域内の観光スポットに関する情報提供や、観光スポットに関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が随時かつ快適に利用できる施設を対象とする。

②補助対象要件

以下のア) 又はア) 及びイ) の全てを含む施設であること。

ア) 高度化計画区域内の観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するもの（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光スポットに関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。）

イ) ア) に附帯して整備される、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場（訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等）が設けられていること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality、仮想現実）

観光地の疑似体験ができる機器（コンテンツ作成を含む。）を整備するものとする。

- ・デジタルサイネージ

観光スポット情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するものとする。（コンテンツ作成を含む。）

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末

- ・多言語案内・翻訳システム機器

- ・多言語音声ガイド

観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するものとする。

- ・AIチャットBot

訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、観光情報を提供するAIチャットBotを整備するものとする。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

イ) LAN環境の整備

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するLAN機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））に限る。また、無料公衆無線LAN機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

ウ) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識

本補助事業の対象となる観光スポット情報・交流施設又はその周辺に設置するもの、あるいは、訪日外国人を含む旅行者が施設へ訪れるための合理的なルート上に設置するものとする。

- ・掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光スポットに関する情報提供を目的とするものとする。

- ・ホームページ

観光スポット情報・交流施設の設置主体が所有するスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光スポットに関する情報提供等を目的とするものとする。

- ・オンラインコンテンツ

観光スポット情報・交流施設の設置主体が作成する、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信、観光地の疑似体験等を目的とするオンライン上のコンテンツの制作費、コンテンツ提供に必要な機器の購入及び設置に要する費用とする。ただし、事前の予約や申込を基に観光地の疑似体験等を年間を通して継続的に提供するものに限る。

- ・案内放送

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光スポット情報・交流施設から直接、観光情報や災害情報を案内することを目的とした放送内容であることとする。

エ) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良

観光スポット情報・交流施設の開設を含む整備・改良に係る工事及び設計に要する費用とする。ただし、他の用途の施設等と明確に区分がされているものに限る。

・建築工事（受付カウンター・固定式パーテーション等の内装工事を含む。）

・電気設備工事（照明機器設置を含む。）

・機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事を含む。）

・昇降機設備工事（専ら当該施設利用者が使用するもの）

・トイレ工事

「12）トイレの高機能化及び洋式便器の整備」に掲げるものとする。ただし、当該施設の利用者が主に利用するトイレの機能向上に資するもので、かつ観光スポット情報・交流施設機能の向上を図るための工事の実施に附随する場合に限る。

オ) その他

観光スポット情報・交流施設の訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客への情報提供、交流機会提供又は利便性向上を目的に導入する設備の設置に要する費用とする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

・新築、建替時における躯体工事

・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用

・地域住民の利用が主たる施設等の整備に要する費用

・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用、又は居住用の利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

17) EV急速充電器の整備

①基本的な考え方

電気自動車（EV）レンタカーで訪日外国人を含む旅行者の来訪がある又は見込まれる外国人観光案内所、観光スポット情報・交流施設、道の駅等の施設において電気自動車（EV）レンタカー等を利用した周遊促進を目的とするEV急速充電器の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となるEV急速充電器は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

・対象となる設備の所在及びその利用に際して必要な情報を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※広く開放している設備について、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

・本工事費

機器の購入及び工事に要する費用とする。

・附帯工事費

EV急速充電器の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用とする。

・事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費とする。

・案内標識

本補助事業の対象となるEV急速充電器又はその周辺に設置するものとする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用

・特定の施設の利用者、地域住民の利用が主たる設備等の整備に要する費用

・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

4. 拠点機能強化事業における補助対象事業

A. 新たなニーズへの対応・新技術の活用

1) ワークーション環境の整備

3. B. 3) ①～⑤のとおりとする。

2) ICTを活用したゴミ箱の整備

3. B. 4) ①～④のとおりとする。

3) 多様な移動手段の整備

3. B. 5) ①～④のとおりとする。

B. ストレスフリー・快適な旅行環境の整備

4) 多言語案内の整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への観光情報、観光拠点施設情報等（以下「観光情報等」という。）の提供を目的とする多言語観光案内の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業においては、ア) からカ) までのうちいずれか一つ以上の情報を多言語で提供するものを対象とする。なお、カ) のみを提供するものは補助対象としない。

ア) 観光情報

イ) 観光拠点施設の情報

ウ) 駐車場に関する情報

エ) 施設の位置や当該施設に至るまでの経路等の情報

オ) 施設、展示物又は商品の情報

カ) 非常時の情報

※ ア) からカ) までにおける多言語観光案内には、地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、二次元コードや訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ICTを活用した機器を利用する場合を含む。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 多言語案内の整備

・VR機器（Virtual Reality、仮想現実）

観光地の疑似体験ができる機器（コンテンツ作成を含む。）を整備するものとする。

・デジタルサイネージ

訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するものとする。（コンテンツ作成を含む。）

・多言語音声ガイド

観光情報等を訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するものとする。

・AIチャットBot

訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、観光情報等を提供するAIチャットBotを整備するもの。ただし、地域特性に応じたFAQの設定や、初期設定等に要する費用に限る。

・案内標識

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光スポットや観光拠点施設内を案内することを目的に設置するものとする。

・ホームページ

補助対象事業者が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光スポットに関する情報提供等を目的とするものとする。

・オンラインコンテンツ

補助対象事業者が作成する、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信、観光地の疑似体験等を目的とするオンライン上のコンテンツの制作費、コンテンツ提供に必要な機器の購入及び設置に要する費用とする。ただし、事前の予約や申込を基に観光地の疑似体験等を年間を通して継続的に提供するものに限る。

・案内放送

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点施設から直接、観光情報や災害情報を案内することを目的とした放送内容であることとする。

イ) L A N機器

当該補助対象事業に関わり、附帯して設置するL A N機器の整備に要する費用とする。ただし、「機器購入費」(L A N機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(L A N機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))に限る。また、無料公衆無線L A N機器を整備する場合、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線L A N環境の整備について」の要件を全て満たすこととする

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。
- ・案内標識以外の舗装等の周囲整備に要する費用 等

5) 無料公衆無線L A N環境の整備

①基本的な考え方

3. C. 8) ①のとおりとする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線L A Nの整備は「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線L A N環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・電波の重なりを考慮した整備(設置)計画を作成するとともに、観光拠点施設内において利用可能なものであること。
- ・利用者の利便性の観点から、統一したS S I Dの設定やアプリケーションを活用し、「2. 補助事業等 ⑤無料公衆無線L A N環境の整備について 2)」の方式により一度認証することで、接続できること。

③補助対象経費

3. C. 8) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

2. ③に掲げるものに加えて、以下の整備は補助対象としない。

- ・受電設備までの引き込み送電線
- ・他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- ・監視装置(ログ管理・運用管理用サーバ、システム等)
- ・電源設備(発電機・太陽光発電設備等)
- ・設置場所自体の整備に関する費用(土地の取得含む。)
- ・伝送用専用線(屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く。)
- ・補助対象事業者が通常の業務活動としての利用を主たる目的とする整備に要する費用 等

6) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備

①基本的な考え方

観光拠点施設内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在・ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、整備される多言語対応及び先進的決済環境の整備を対象とする。

②補助対象要件

3. C. 9) ②のとおりとする。

③補助対象経費

3. C. 9) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

3. C. 9) ④のとおりとする。

⑤L A N環境の整備について

3. C. 9) ⑤のとおりとする。

7) トイレの高機能化及び洋式便器の整備

3. C. 10) ①～④のとおりとする。

8) 手ぶら観光カウンターの機能向上

3. C. 1 1) ①～⑤のとおりとする。

C. ユニバーサル対応

9) 段差の解消

①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光拠点施設内における段差の解消を支援するものとする。

②補助対象要件

ア) 段差の解消について

補助事業の対象となる段差の解消は、以下の要件を満たすこととする。

・特定経路において行われるものであること。

・特定経路において、当該施設の職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。

・エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が円滑に利用できるものであること。

イ) 情報発信について

本補助事業の対象となる段差の解消に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の要件のいずれも満たすものであること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。

・エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。

・エレベーターやスロープ等の所在を補助対象事業者で作成している多言語の施設マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

③補助対象経費

3. D. 1 2) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

3. D. 1 2) ④のとおりとする。

1 0) 子供連れ環境の整備

①基本的な考え方

観光拠点施設内において、子供を連れた訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、広く使用可能な子供連れ環境に資する設備の整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる子供連れ環境に資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

・対象となる設備の所在を補助対象事業者で作成している多言語の施設マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※広く開放している設備について、その所在を一体的に発信していること。

③補助対象経費

3. D. 1 3) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

3. D. 1 3) ④のとおりとする。

1 1) 近距離移動支援モビリティの整備

①基本的な考え方

観光拠点施設内において、長時間の歩行が困難な訪日外国人を含む旅行者等の移動支援のために整備される近距離移動支援モビリティの整備を対象とする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる近距離移動支援モビリティに資する設備は訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく当該設備の所在を示すものとし、以下の全ての要件を満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- ・対象となる設備の所在を設備の周囲や設備外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。
- ・対象となる設備の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

③補助対象経費

3. D. 1 4) ③のとおりとする。

④補助対象外経費

3. D. 1 4) ④のとおりとする。

D. 拠点機能の整備・改良

1 2) 外国人観光案内所の整備・改良

3. E. 1 5) ①～③のとおりとする。

1 3) 観光スポット情報・交流施設の整備・改良

3. E. 1 6) ①～④のとおりとする。

1 4) EV急速充電器の整備

3. E. 1 7) ①～④のとおりとする。

V. 歴史的観光資源高質化支援事業

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、歴史的観光資源高質化支援事業については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）に要望を提出する。なお、事業予定箇所が別表で定める市区町村以外の場合は、要望の提出時に、事業予定箇所がⅠ. 共通事項2. 定義に規定する市区町村に該当することを証明する資料を添付することとする。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第53条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

2. 歴史的観光資源高質化支援事業

①基本的な考え方

当該事業は、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却、及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の一部を補助する。

②地域要件

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく歴史的風致維持向上計画認定都市（以下、歴まち認定都市）に係る特定観光地。

③実施要件

i) 歴史的風致維持向上計画に「訪日外国人旅行者の誘客に資するもの」として位置付けされた事業であり、かつ、当該計画に訪日外国人旅行者の誘客促進に関する数値目標等の取組方針が記載されていること。

ii) 補助対象事業者が民間事業者等の場合は、事業内容がi)の要件を満たしていることについて、当該事業区域の歴まち認定都市の確認を得ていること。

iii) 収益性のある建築物・空地等の美装化・緑化、伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景について、その収益が維持・管理費程度であることとし、その収益により整備費が回収できる場合は対象としない。また、除却について、歴史的風致維持向上計画の重点区域外にある建築物等は対象としない。

④補助対象経費

補助対象経費は、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費とする。

VI. 観光地域振興無電柱化推進事業

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、観光地域振興無電柱化推進事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第 69 条において準用する第 4 条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

2. 観光地域振興無電柱化推進事業

①基本的な考え方

当該事業は、観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、観光地等において行われる地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて電線管理者が行う事業に要する以下の経費の一部を補助する。

- 1) 道路管理者と電線管理者が実施する共同管路方式※のうち、電線管理者が負担（ただし、建設負担金は除く）する範囲。※電線共同溝方式と同義
- 2) 電線管理者が実施する単独地中化又は軒下・裏配線。
- 3) 上記 1)、2) に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資するもの。

②機能面の要件

観光による地域振興のため対象とする道路の無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）を実施するもの。

③実施要件

世界遺産周辺地域、重要伝統的建造物群保存地区、歴史まちづくり法に基づく重点地区、その他無電柱化による観光振興の効果が高いと認められる地域。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。

なお、設備の故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費及び土地の取得に要する経費は補助の対象としない。

- 1) 無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）に要する経費
 - ア) 電線類の地中化の整備
管路、特殊部、人孔、分岐桙、引込管路、引込設備、連系管路、連系設備、ケーブル類、地上機器、柱状型機器
 - イ) 軒下・裏配線の整備
管路、ケーブル類、柱状型機器、電柱
 - ウ) 上記に付随して生じるもの
調査、設計、支障移設、電柱の移設・撤去
- 2) その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資すると認められる費用

- ア) 無電柱化に伴い整備する地上機器等を活用した情報提供施設
観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。
 - ・デジタルサイネージ
 - ・公衆無線LAN設備
 - ・観光案内標識
 これらの整備に伴う機器購入費、機器設置費、ソフトウェア購入費
 - イ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路の美装化
調査・設計、舗装、インターロッキングブロック、平板ブロック、防護柵、排水設備、歩車道境界ブロック、植樹柵、区画線
 - ウ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路照明灯の整備
調査、設計、道路照明設備
 - エ) 無電柱化の整備に伴い実施する街路樹の整備
調査、設計、植樹、移植、植樹柵
- 3) その他、無電柱化に附随して観光地域振興に資するものとして地方整備局長等が認めるもの

VII. 先進的なサイクリング環境整備事業

1. 共通事項

事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、先進的なサイクリング環境整備事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。なお、事業予定箇所が別表で定める市区町村以外の場合は、要望の提出時に、事業予定箇所がⅠ．共通事項２．定義に規定する市区町村に該当することを証明する資料を添付することとする。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第73条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

2. 先進的なサイクリング環境整備事業

①基本的な考え方

当該事業は、訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する走行環境整備、受入環境整備、情報発信等に要する経費の一部を補助する。

②実施要件

- 1) Ⅰ．共通事項２．定義に規定する市区町村を通過するサイクリングルートであること。
- 2) 官民連携の協議会が設置されていること。
- 3) 取組内容が自転車活用推進計画に位置付けられていること。
- 4) サイクリングルートの要素が、以下の水準にあること、または、3年以内に到達できる整備水準にあり、かつ、具体的なアクションプランが自転車活用推進計画に位置づけられていること。
 - ア) 自転車通行空間がルートの概ね2/3以上整備されていること。
 - イ) 訪日外国人旅行者にも分かりやすいルート案内の路面表示又は標識が、単路部に概ね5kmごと、また、全ての分岐部に設置されていること。
 - ウ) 鉄道駅等に、訪日外国人旅行者にとって必要なレンタサイクルや着替え場所等が整備されていること。
 - エ) 休憩施設がルート上に概ね20kmごとに整備されていること。
 - オ) ホームページなどで日英2か国語以上で情報発信されていること。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。

- 1) 多言語による案内標識の整備に要する経費
 - ア) 多言語案内標識の整備
サイクリングルートやルート上の施設について、多言語での案内を目的に設置するもの。
- 2) 受入環境の整備に要する経費
 - ア) 鉄道駅等や休憩施設におけるサイクリストの受入環境整備（既存施設の改修に限る。建物の新設を伴うものは除く。）
 - ・ レンタサイクルの導入に伴う自転車保管施設や受付施設の整備

- ・自転車運搬サービスの導入に伴う自転車保管施設や受付施設の整備
- ・手荷物用ロッカー、シャワー、更衣室の整備やトイレの洋式化
- ・サイクルラックの整備
- ・自転車の組立・メンテナンスに必要な貸出用工具の配備
- ・自転車組立スペースや休憩スペース用の区画、ベンチ、テーブル、雨よけの設置
- ・無料公衆無線LAN環境の整備

イ) ルートの魅力づくりに資する取組

外国人向けモニターツアーの実施、多言語のツアーガイド養成、訪日外国人旅行者の誘客のためのサイクリングイベントの実施

3) 情報発信・プロモーションに要する経費

ア) 多言語のサイクリングマップ、ホームページの作成

イ) 多言語によるSNS広告配信

ウ) 訪日外国人旅行者の誘客に資する訪日プロモーションの実施

VIII. 宿泊施設インバウンド対応支援事業

実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

IX. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業については、交付要綱第23条の規定に基づき、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱第13条及び第63条本文の規定による完了実績報告書に添付してそれぞれ補助対象事業者から、FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局に、公共交通利用環境の革新等事業及びインバウンド受入環境整備高度化事業については地方運輸局等に、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業については地方整備局等にそれぞれ報告する。

ただし、観光地域振興無電柱化推進事業については、間接補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、それぞれ間接補助対象事業者から補助対象事業者に提出し、補助対象事業者が内容を確認のうえ、交付要綱第63条本文の規定による完了実績報告書に添付して地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局に報告する。

②二次評価

1) 実施対象

FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局が、公共交通利用環境の革新等事業及びインバウンド受入環境整備高度化事業については地方運輸局等が、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業については地方整備局等が、それぞれ自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

2) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局及び沖縄総合事務局（以下「国土交通省地方支分部局等」という。）の各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

国土交通省地方支分部局等は、補助金の交付を直接受けた補助対象事業者及び補助金の交付を間接的に受けた間接補助対象事業者の双方に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者又は間接補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

2. その他

上記によりできない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、平成30年度予算から施行する

附 則

この要領は、平成31年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和2年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和2年11月5日から施行する

附 則

第1条 この要領は、令和3年度予算から施行する

(経過措置)

第2条 本改正要領の施行（令和3年3月24日）の際、現に改正前の要領に基づき行われているシェアサイクル導入促進事業は、改正前の要領に基づき支援が受けられるものとする。

附 則

この要領は、令和4年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和5年度予算から施行する

附 則

この要領は、令和6年度予算から施行する

別表

都道府県名	市区町村名
北海道	札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帯広市・北見市・夕張市・岩見沢市・網走市・苫小牧市・稚内市・美瑛市・芦別市・江別市・赤平市・三笠市・根室市・千歳市・富良野市・登別市・恵庭市・伊達市・北広島市・石狩市・北斗市・松前町・七飯町・江差町・ニセコ町・真狩村・喜茂別町・京極町・留寿都村・倶知安町・積丹町・余市町・赤井川村・栗山町・月形町・沼田町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・占冠村・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町・豊浦町・壮瞥町・白老町・洞爺湖町・安平町・音更町・土幌町・上土幌町・鹿追町・新得町・幕別町・足寄町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町
青森県	青森市・弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・つがる市・平川市・外ヶ浜町・鯉ヶ沢町・深浦町・西目屋村・野辺地町・七戸町・六戸町・おいらせ町・階上町
岩手県	盛岡市・宮古市・大船渡市・花巻市・北上市・一関市・陸前高田市・釜石市・二戸市・八幡平市・奥州市・滝沢市・久慈市・雫石町・金ケ崎町・平泉町・田野畑村・一戸町・大槌町・山田町・岩泉町・普代村・野田村
宮城県	仙台市・石巻市・塩竈市・気仙沼市・白石市・名取市・多賀城市・岩沼市・大崎市・登米市・蔵王町・村田町・柴田町・川崎町・松島町・利府町・涌谷町・女川町・南三陸町
秋田県	秋田市・能代市・横手市・大館市・男鹿市・鹿角市・由利本荘市・大仙市・北秋田市・にかほ市・仙北市・小坂町・藤里町
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・寒河江市・上山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・大石田町・白鷹町・庄内町

福島県	福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・須賀川市・喜多方市・二本松市・南相馬市・本宮市・大玉村・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・西郷村
茨城県	水戸市・日立市・土浦市・古河市・笠間市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・守谷市・桜川市・神栖市・鉾田市・小美玉市
栃木県	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・小山市・大田原市・矢板市・那須塩原市・益子町・芳賀町・塩谷町・那須町
群馬県	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・渋川市・藤岡市・富岡市・下仁田町・甘楽町・中之条町・嬬恋村・草津町・片品村・みなかみ町
埼玉県	さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・行田市・所沢市・飯能市・春日部市・狭山市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・朝霞市・和光市・新座市・久喜市・八潮市・富士見市・三郷市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・滑川町
千葉県	千葉市・銚子市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・茂原市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・富津市・浦安市・四街道市・印西市・富里市・香取市・酒々井町・芝山町・一宮町
東京都	千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・西東京市・大島町・利島村・新島村・神津島村・御蔵島村・三宅村・八丈町・小笠原村
神奈川県	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・綾瀬市・葉山町・大磯町・箱根町・湯河原町
新潟県	新潟市・長岡市・三条市・新発田市・十日町市・燕市・糸魚川市・妙高市・上越市・佐渡市・魚沼市・南魚沼市・出雲崎町・湯沢町・津南町
富山県	富山市・高岡市・魚津市・氷見市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・上市町・立山町・朝日町
石川県	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・内灘町・志賀町・穴水町・能登町
福井県	福井市・敦賀市・小浜市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・南越前町・越前町・若狭町
山梨県	甲府市・富士吉田市・山梨市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・甲州市・早川町・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
長野県	長野市・松本市・上田市・岡谷市・諏訪市・伊那市・大町市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市・安曇野市・川上村・軽井沢町・立科町・長和町・下諏訪町・富士見町・原村・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村・木曽町・松川村・白馬村・小谷村・山ノ内町・野沢温泉村
岐阜県	岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・中津川市・美濃市・羽島市・恵那市・土岐市・各務原市・可児市・飛騨市・郡上市・下呂市・海津市・揖斐川町・白川村
静岡県	静岡市・浜松市・沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市・袋井市・下田市・裾野市・湖西市・伊豆市・御前崎市・菊川市・伊豆の国市・牧之原市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・函南町・小山町・吉田町
愛知県	名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・瀬戸市・半田市・春日井市・豊川市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・江南市・小牧市・稲沢市・東海市・大府市・知立市・高浜市・日進市・愛西市・みよし市・長久手市・南知多町
三重県	津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・熊野市・志摩市・伊賀市・明和町・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町

滋賀県	大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・甲賀市・野洲市・高島市・東近江市・米原市・竜王町
京都府	京都市・舞鶴市・宇治市・宮津市・亀岡市・城陽市・長岡京市・八幡市・京田辺市・京丹後市・南丹市・木津川市・大山崎町・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村・伊根町・与謝野町
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・阪南市・島本町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村
兵庫県	神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・豊岡市・加古川市・赤穂市・宝塚市・三木市・高砂市・川西市・三田市・加西市・丹波篠山市・養父市・南あわじ市・朝来市・淡路市・加東市・たつの市・市川町・福崎町・神河町・香美町・新温泉町
奈良県	奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・三郷町・斑鳩町・高取町・明日香村・王寺町・吉野町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村
和歌山県	和歌山市・海南市・橋本市・田辺市・新宮市・紀の川市・岩出市・かつらぎ町・九度山町・高野町・湯浅町・広川町・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・太地町・串本町
鳥取県	鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・伯耆町・日野町・江府町
島根県	松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・飯南町・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・吉賀町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町
岡山県	岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・高梁市・備前市・赤磐市・真庭市・美作市・矢掛町・新庄村
広島県	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・庄原市・東広島市・廿日市市・府中町・坂町
山口県	下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・下松市・岩国市・長門市・柳井市・美祢市・周南市
徳島県	徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・阿波市・美馬市・三好市・勝浦町・石井町・神山町・牟岐町・美波町・海陽町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町
香川県	高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市・土庄町・小豆島町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町
愛媛県	松山市・今治市・宇和島市・八幡浜市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・西予市・久万高原町・松前町・砥部町・内子町・愛南町
高知県	高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・宿毛市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村・いの町・中土佐町・四万十町・大月町・三原村・黒潮町
福岡県	北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市・飯塚市・柳川市・八女市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・福津市・うきは市・朝倉市・糸島市・那珂川市・志免町・粕屋町・苅田町
佐賀県	佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市・小城市・嬉野市・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・有田町
長崎県	長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・対馬市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・時津町・波佐見町・小値賀町・新上五島町
熊本県	熊本市・八代市・人吉市・荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・宇城市・阿蘇市・天草市・南関町・和水町・大津町・菊陽町・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・益城町・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町

大分県	大分市・別府市・中津市・日田市・竹田市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・由布市・国東市・日出町・九重町・玖珠町
宮崎県	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・西都市・えびの市・高原町・高鍋町・綾町・新富町・椎葉村・高千穂町
鹿児島県	鹿児島市・鹿屋市・出水市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・日置市・霧島市・いちき串木野市・南さつま市・志布志市・奄美市・南九州市・姶良市・湧水町・南大隅町・屋久島町・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・徳之島町・天城町・伊仙町
沖縄県	那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村・渡嘉敷村・座間味村・渡名喜村・八重瀬町・竹富町